

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL 054-253-5580  
平日対応時間帯 9:00~12:00 13:00~17:00  
[インターネット]  
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>  
静岡県国保連合会 | 検索 

## 年末年始の業務について

**休業日** 12月29日(金)～1月3日(水)

※ 上記以外(土日祝除く)は通常業務(8:30~17:15)となります

- この期間、インターネット請求におけるID・パスワードの発行及び再発行、電子証明書の申請後の発行処理、代理人申請における各種書類の受付や承認処理についても行うことができません。
- 1月初旬は日程の都合上、電話対応可能日が少なくなっております。電話照会の際は、必ず各種通知と併せて請求実績が確認できる書類等をお手元に御用意ください。

国保連合会では、より多くの事業所様の質問にスムーズにお答えできるよう心がけております。御協力をお願いします。

※電話照会の前に本会ホームページ『介護保険請求事務の解説』をご覧ください。請求方法や各種通知書の見方について掲載されています。



## 令和6年1月の請求について

請求受付期間 … 1月1日(月)～1月10日(水)

**締切り厳守! 伝 送 … 10日中**

**媒体・帳票 … 10日17時必着**

※以前に比べて郵便の配達日数が延びています。ご注意ください。

締切間近の提出には日付指定が安心です。

なお、12月審査結果の送信・発送予定日は以下のとおりです。

- ・ 伝送請求事業所 … 12月29日(金) 送信
- ・ 媒体・帳票提出事業所 … 1月15日(月) 発送

請求事務を担当される方は、御一読願います。

## 返戻事由の変更について

令和5年11月審査分より、請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の返戻事由（内容欄）が一部変更となります。

### 「査定でエラーのあるもの」

今まで問い合わせの多かった「査定でエラーのあるもの」のメッセージが変更となります。返戻となった原因を細分化し、原因に合わせて内容欄に表示されるようになりました。

**※対応方法に変更はありません。**

詳細は次ページの変更後をご覧ください。



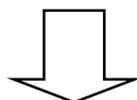
### 《変更前》

#### 「査定でエラーのあるもの」

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 被保険者番号 保険者（事業所）名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サー ビス 項目 等	単位数 特定入 所者介 護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこく かわ	請	R5.1	13	4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻

- 原因・・・請求明細書と給付管理票の内容が不一致
- 確認箇所・・・サービス事業所番号、サービス種類、単位数「給付管理票の計画単位数」と「請求明細書の単位数（計画単位数または限度額管理対象単位数）」
- 対応方法・・・請求明細書に誤りがなければ、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し給付管理票を修正してもらう必要があります。請求明細書は返戻となっているので再請求してください。



請求事務を担当される方は、御一読願います。

《変更後》

①「給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください（サービス種類・計画単位数も併せて確認してください）」

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 被保険者番号 保険者（事業所）名	種別	サービス提供年月	サービス種類	サービス項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 太郎	請	R5.10	13	4,455	C	給付管理票に一致する事業所番号の記載がないため、支援事業所に確認してください（サービス種類・計画単位数も併せて確認してください）	返戻

原因・・・給付管理票に、請求明細書を提出した事業所の記載がない  
 確認箇所・・・サービス事業所番号、サービス種類、単位数

②「給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組み合わせの記載がないため、支援事業所に確認してください（計画単位数も併せて確認してください）」

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 被保険者番号 保険者（事業所）名	種別	サービス提供年月	サービス種類	サービス項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 太郎	請	R5.10	13	4,455	C	給付管理票に一致する事業所番号とサービス種類の組み合わせの記載がないため、支援事業所に確認してください（計画単位数も併せて確認してください）	返戻

原因・・・給付管理票に、請求明細書を提出した事業所の記載はあるが、請求明細書に記載されたサービス種類の記載がない  
 確認箇所・・・サービス種類、単位数

③「給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください」

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保険者（事業所）番号 被保険者番号 保険者（事業所）名	種別	サービス提供年月	サービス種類	サービス項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 太郎	請	R5.10	13	4,455	C	給付管理票の計画単位数が請求明細書の計画単位数未満であるため、支援事業所に確認してください	返戻

原因・・・請求明細書に記載された単位数（計画単位数または限度額管理対象単位数の少ない方）が、給付管理票に記載された計画単位数を超過している  
 確認箇所・・・単位数

【対応方法 ①②③共通】 ※対応方法に変更はありません。

国保連に提出したデータの請求内容を確認してください。

請求内容に誤りがある場合

請求明細書の修正が必要です。修正した内容が給付管理票と一致しているかを確認し、再請求してください。

請求内容に誤りがない場合

居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し給付管理票を修正してもらう必要があります。（このとき給付管理票は「修正」で提出します）。請求明細書は返戻となっているので再請求してください。

請求事務を担当される方は、御一読願います。

2024(令和6)年1月1日

浜松市の行政区が7区から3区に変わります

	2023(令和5)年12月31日まで	2024(令和6)年1月1日から
行政区	中区	⇒ 中央区
	東区	
	西区	
	南区	
	北区(三方原地区※)	⇒ 浜名区
	北区(三方原地区※以外)	
	浜北区	
	天竜区	⇒ 天竜区(区域の変更なし)

※三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

## 住所変更による国保連への手続きは必要ありません

- 今回の行政区の再編による住所変更において、国保連への「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出は必要ありません。
- しばらくの間、事業所宛て郵便物（支払決定額通知書等）の宛先を再編前の区名で発送することがあります。3月以降は新区名で発送致しますのでご了承ください。

## 一部の公費負担者番号が変更されます【公費12】【公費15】【公費25】

- 生活保護【公費12】、中国残留邦人等支援【公費25】  
請求明細書への記入は12月以降に発行される介護券をご確認のうえ、間違いのないようご注意ください。令和6年1月提供分以降の請求明細書に再編前の公費負担者番号が記載されていた場合、返戻となります。 ※令和5年12月提供分までの月遅れ請求時は旧番号を記載
- 自立支援医療(更生医療)【公費15】  
1月以降に更新月を迎える受給者に対して次期発行される受給者証から、新しい公費負担者番号が記載された受給者証が順次交付されます。一斉更新ではないので、利用者様ごとに最新の受給者証をご確認のうえ、請求明細書に記入してください。